

2020年12月16日  
株式会社 東京金融取引所

## 取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引における建玉移管制度の導入について

平素は、当社市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社では、取次者が取次先の取引参加者を変更する等の場合を対象として、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引における建玉移管制度を導入することを検討しています。本制度の導入により、取次先の変更に際し、投資家は建玉を決済することなく、新たな取次先を通して取引を継続することが可能となります。

本件に係る制度概要(案)は別紙の通りです。

以上

## 取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引における建玉移管制度概要(案)

項目	内容	備考
1. 定義	<p>取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引における建玉移管とは、本取引所の市場において清算参加者等のなした呼び値により成立させた未決済の取引所為替証拠金取引または取引所株価指数証拠金取引(以下「未決済取引」という。)を、当該未決済取引に関する取引資格を有する他の清算参加者等(取引所為替証拠金取引に係る未決済取引である場合は為替証拠金取引参加者である者に限り、取引所株価指数証拠金取引に係る未決済取引である場合は株価指数証拠金取引参加者等である者に限る。)に引継がせることをいう。</p>	
2. 制度の適用対象	<p>建玉移管は以下の場合に限り、実施できることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 為替証拠金取引取次者が新たに為替証拠金取引資格を取得する場合</li> <li>(2) 株価指数証拠金取引取次者が新たに株価指数証拠金取引資格または株価指数証拠金遠隔地取引資格を取得する場合</li> <li>(3) 為替証拠金取引取次者が取引所為替証拠金取引を委託する為替証拠金取引参加者を変更する場合</li> <li>(4) 株価指数証拠金取引取次者が取引所株価指数証拠金取引を委託する株価指数証拠金取引参加者等を変更する場合</li> <li>(5) その他、本取引所が必要と認める場合</li> </ol>	
3. 移管対象建玉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建玉移管により、顧客の委託に係る未決済取引を引継がせる場合は、顧客ごとに当該顧客の委託に係る全ての未決済取引を引継がせるものとする。</li> <li>・建玉移管により、為替証拠金取引取次者又は株価指数証拠金取引取次者の委託の取次ぎに係る未決済取引を引継がせる場合は、為替証拠金取引申込者又は株価指数証拠金取引申込者が当該為替証拠金取引取次者又は株価指数証拠金取引取次者に対し建玉移管の委託の取次ぎの委託を行ったものを対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建玉の一部移管は不可とする。</li> <li>・為替証拠金取引取次者に対し、委託の取次ぎを申し込んだ顧客を為替証拠金取引申込者、株価指数証拠金取引取次者に対し、委託の取次ぎを申し込んだ顧客を株価指数証拠金取引申込者という。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
4. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建玉移管により未決済取引を引継がせる清算参加者等(以下「移管元参加者」という。)及び当該未決済取引を引継ぐ清算参加者等(以下「移管先参加者」という。)は、建玉移管手数料を本取引所に納入しなければならない。</li> <li>・ 建玉移管手数料の額は、移管建玉の数量に5円を乗じた額とする。</li> </ul>	特段の事由がある場合、免除することがある。
5. 申告方法	清算参加者等が建玉移管を行おうとする場合には、移管元参加者及び移管先参加者が合同して、本取引所が定める方法により、移管建玉の内容その他本取引所が定める事項を本取引所に申告するものとする。	
6. 移管価格	<p>建玉移管により移管先参加者が引き継ぐ未決済取引の価格は、以下の価格とする。</p> <p>(1) 取引所為替証拠金取引 移管日の直前の取引日における為替清算価格</p> <p>(2) 取引所株価指数証拠金取引 移管日の直前の取引日における株価指数清算価格</p>	
7. 証拠金	<p>(1) 為替証拠金取引委託者の取引所為替証拠金取引の建玉移管を行う場合において、当該委託者が為替証拠金を預託していたときは、移管先為替証拠金取引参加者を代理人として、為替証拠金を預託していたものとみなす。</p> <p>(2) 為替証拠金取引申込者の取引所為替証拠金取引の建玉移管を行う場合において、当該申込者が為替証拠金を預託していたときは、移管先為替証拠金取引参加者を代理人として、為替証拠金を預託していたものとみなす。</p> <p>(3) 株価指数証拠金取引委託者の取引所株価指数証拠金取引の建玉移管を行う場合において、当該委託者が株価指数証拠金を預託していたときは、移管先株価指数証拠金取引参加者等を代理人として、株価指数証拠金を預託していたものとみなす。</p> <p>(4) 株価指数証拠金取引申込者の取引所株価指数証拠金取引の建玉移管を行う場合において、当該申込者が株価指数証拠金を預託していたときは、移管先株価指数証拠金取引参加者等を代理人として、株価指数証拠金を預託していたものとみなす。</p>	

項 目	内 容	備 考
8. 建玉移管の委託の際の指示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客が建玉移管の委託をする場合には、移管元取引参加者及び移管先取引参加者それぞれの定める日時までに、次に掲げる事項をそれぞれに指示するものとする。</li> <li>(1) 為替証拠金取引口座又は株価指数証拠金取引口座の番号</li> <li>(2) 建玉移管を行う日</li> </ul>	
9. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021年1月を予定</li> </ul>	

以 上